

川総発第 31 号
令和3年11月15日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 野口 宏明 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に対する措置について（通知）

令和3年9月29日執行の総務部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（総務課）

総務課の消耗品費において、物品の購入・管理に際し、川口市財産規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

今回指摘された物品につきましては、すでに備品登録を行い適正に管理する措置を講じております。今後におきましては、物品の購入に際し、発注前に川口市財産規則を再度確認し、適正な事務執行となるよう徹底してまいります。

